

# Fukuokaサインージメディア 広告商品のご案内

対象期間：2025年3月～

# ■「Fukuokaサイネージメディア」媒体概要

「**Fukuokaサイネージメディア**」とは、福岡市の都心部に位置する天神・博多・中洲地区を中心としたエリアにある複数の商業施設や飲食店で展開をおこなっておりますデジタルサイネージメディアです。

デジタルサイネージによる広告は、ビジュアルの動きや音声により情報をより印象強く伝えることができます。利便性の高い福岡の中心エリアに集中的に設置し、ターゲットに何度も刷り込みをすることでより高い広告効果を得ることができます。

「Fukuokaサイネージメディア」はこの地域を訪れる幅広いユーザーへのリーチが可能な媒体です。



当メディアは歩行者の導線になる場所（入口やエレベータ、エスカレータ脇など）に設置しており、視認性が高く幅広いターゲットへの訴求が可能です。



▲ソリアプラザ



▲gate's

# ■ デジタルサイネージ設置MAP

(1)	gate's	10台	(6)	西鉄ホテル クルーム博多	1台
(2)	PayPayドーム	2台	(7)	東洋ホテル	1台
(3)	タカラ薬局 天神店	1台	(8)	八百治博多ホテル	1台
(4)	ソリアプラザ	23台	(9)	福岡ガーデンパレス	1台
(5)	平和台ホテル5	1台	(10)	西鉄イン福岡	1台



設置合計台数

42台



# ■ 設置施設一覧 (マルチタッチ型デジタルサイネージ)

ロケーション名	住所	台数		カメラ機能	表示時間	利用数
		デジタルサイネージ	LEDパネル			
gate's	福岡市博多区中洲3-7-24	10	-	○	24時間	約1万人 / 日
PayPayドーム	福岡市中央区地行浜2-2-2	2	1	○	公式試合開催日 10:00~23:00	230万人/年間
タカラ薬局 天神店	福岡市中央区天神5-7-7	1	-	○	9:00~18:00 (水・土 9:00~13:30) (日祝休み)	非公開
ソリアプラザ	福岡市中央区天神2丁目2-43	17	-	○	9:00~23:00	3.4万人 / 日
		30	1	30		

# ■ 設置施設一覧 (マルチタッチ型デジタルサイネージ)

ロケーション名	住所	台数		カメラ機能	表示時間	利用数
		デジタルサイネージ	LEDパネル			
平和台ホテル5	福岡市中央区今川1-4-2	1	-	○	6:00~24:00	-
西鉄ホテル クルーム博多	福岡市博多区博多駅前1-17-6	1	-	○	6:00~24:00	-
東洋ホテル	福岡市博多区博多駅東1-9-36	1	-	○	6:00~24:00	-
八百治博多ホテル	福岡市博多区博多駅前4-9-2	1	-	○	6:00~24:00	-
福岡ガーデンパレス	福岡市中央区天神4-8-15	1	-	○	6:00~24:00	-
西鉄イン福岡	福岡市中央区天神1-16-1	1	-	○	6:00~24:00	-
		6	-	6		

■博多：3面 ■天神：2面 ■その他：1面

◎設置施設・台数等は2024年6月現在のものです。

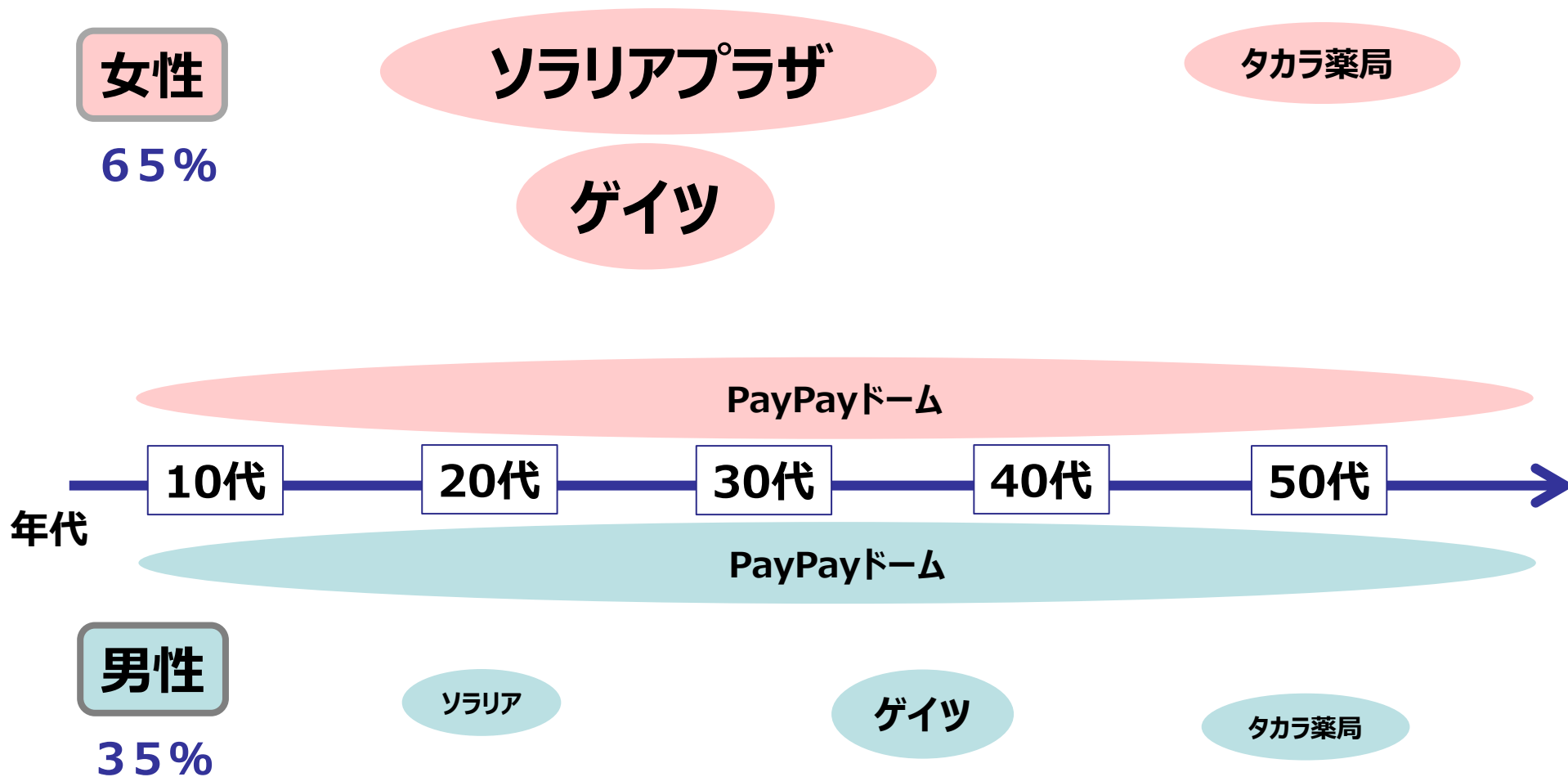
## ■ 設置施設一覧 (ビュー型デジタルサイネージ)

ロケーション名	住所	台数	ディスプレイタイプ	表示時間
		デジタルサイネージ		
ソリアプラザ	福岡市中央区天神2丁目2-43	6	49インチモニター	9:00~23:00

©設置施設・台数等は2024年6月現在のものです。

# ■ ターゲットリーチ属性

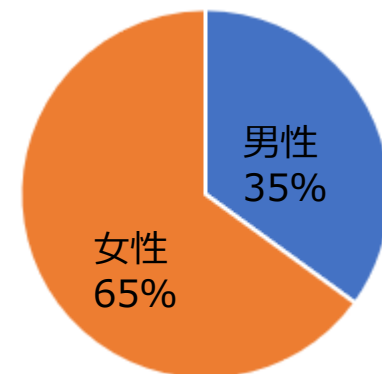
SB Creative



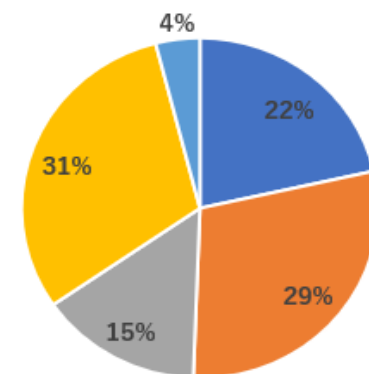
# <参考>ターゲットリーチ属性

ロケーション名	面数	ターゲット属性	女性	男性
ゲイツ	10	男女比	60%	40%
		年代ボリューム	20~30代	30~40代
ソリアプラザ	23	男女比	85%	15%
		年代ボリューム	20~30代	20代
PayPayドーム	2	男女比	51%	49%
		年代ボリューム	10~60代	
タカラ薬局	1	男女比	70%	30%
		年代ボリューム	50代	

平均男女比



年代比率



■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代



# ■ 広告編成

- 広告は**1枠15秒**で掲出致します。
- 掲出頻度はロケーションオーナー(以下LO)ごとに異なります。
- 広告と施設内の情報を交互に表示させることで、フロアガイドやセール告知など、施設に訪れたお客様にとって有益な情報の中に広告を織り交ぜ、効果的に広告を掲出します。
- タッチ型ディスプレイで広告掲出中にタッチ操作が行なわれた場合は、広告の配信は一旦ストップされます。その後、一定時間が経過すると自動的に広告表示に切り替わり、再び同じ広告ビジュアルに戻ります。尚、広告掲出回数は**広告が最後まで流れたものを1回とカウント**します。(右下図参照)

秒数	コンテンツ内容
15sec.	広告枠
15sec.	広告枠
15sec.	広告枠
15sec.	広告枠
15sec.	ロケーションオーナー枠
30sec.	フロアガイド
15sec.	広告枠
15sec.	広告枠
15sec.	広告枠
15sec.	広告枠
15sec.	ロケーションオーナー枠
30sec.	フロアガイド

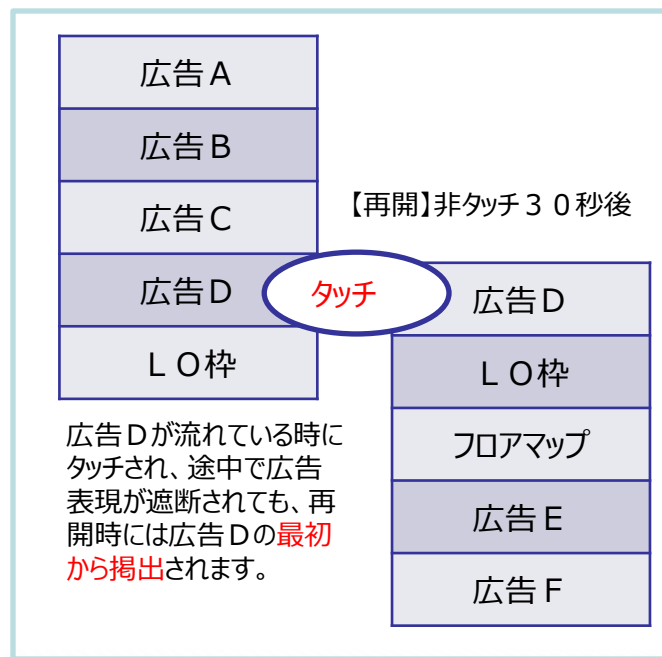
繰り返し

最大広告枠数  
32枠

「LO枠」イメージ



●途中でタッチ操作された場合の配信ロール

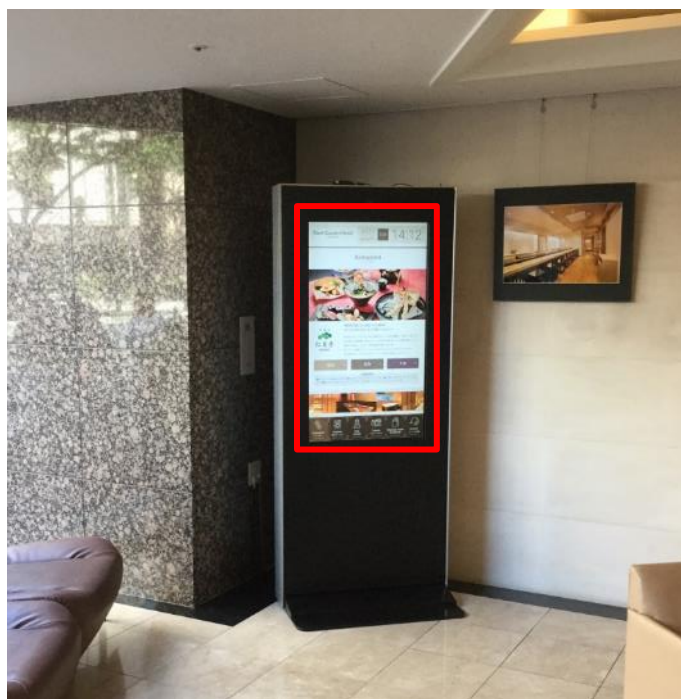


※ 上記はイメージです。実際のコンテンツはLOごとに異なります。

広告商品メニュー

## ■ 広告商品・入稿仕様

広告商品	画面サイズ	原稿サイズ	音声※	尺	素材	対応ファイル形式
スクリーンセーバー (タッチ型タイプ)	46インチ	横1080pixel × 縦1700pixel (縦向き)	可	15秒	静止画 または 静止画+動画	静止画 : JPG/PNG
モニタータイプ	43インチ/49インチ	横1080pixel × 縦1920pixel (縦向き)	可			動画 : MP4



▲スクリーンセーバー (マルチタッチ型/46インチ)



▲モニタータイプ (49インチ)

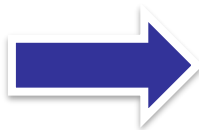
※音声ボリュームはロケーションの環境により異なります。動画等、音声に依存する広告にはテロップ入りを推奨します。

# <参考> スクリーンセーバー用の原稿をサイズを変えずに流用した場合

【スクリーンセーバー】

【モニタータイプ】

静止画



上下に  
黒い余白



画面分割による  
静止画+動画



動画  
表示領域

静止画  
表示領域



上下に  
黒い余白



※上記はイメージです。

## ■ 広告料金 (税別)

広告商品	尺	面数	4週間当たり 想定掲出回数	掲載期間 ※カスタマイズ可	広告料金
					4週間
スクリーンセーバー広告※ (モニタータイプを含む)	15秒 30秒	42面	70,000回	4週間	(15秒) ¥300,000 (30秒) ¥600,000

※タッチ型デジタルサイネージの広告は、スクリーンセーバー（非タッチ時）に掲出されます。

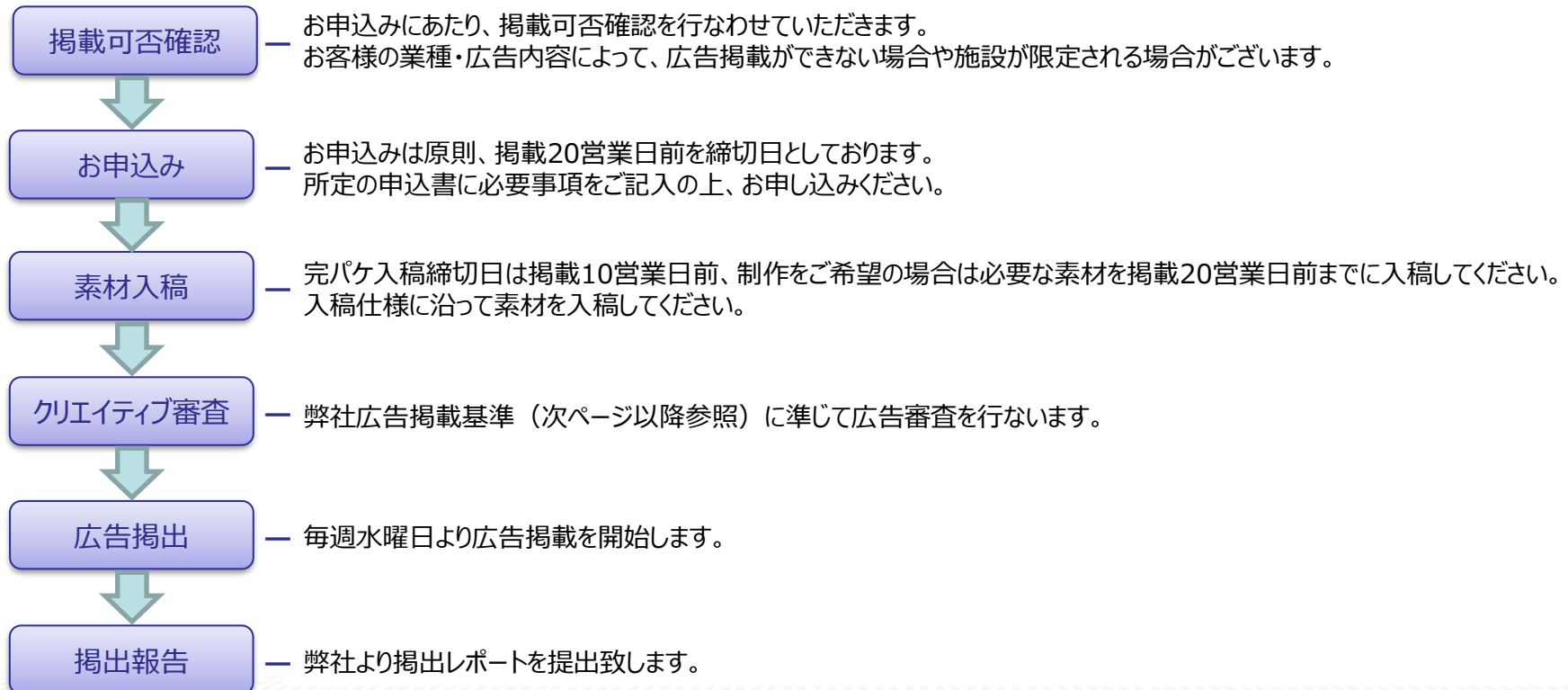
### 【ご確認事項】

- ・上記広告料金は当メディア指定のデータ形式で入稿いただいた場合の料金です。制作をご希望の場合は別途お見積いたします。
- ・各施設オーナー（以下L O）に掲載可否確認および広告掲載基準に準じて広告審査を行ないます。それにより掲出面数が減数する可能性があります。予めご了承ください。
- ・掲出開始後においてもL Oの都合（工事、テナントからのクレーム等）により、急遽掲出ができなくなる場合がございます。また、通信機器やディスプレイ等の障害で掲出が予告なく停止される場合がございます。
- ・L E D内照式パネルのフィルム印刷は弊社側で行ないます。色校正は出ませんので予めご了承ください。

## ■ スケジュール・入稿フロー

- ・申込締切日：掲載20営業日前
- ・素材入稿締切日：掲載20営業日前
- ・完パケ入稿締切日：掲載10営業日前
- ・掲載開始日：毎週水曜日

### ○入稿フロー



# ■ 広告掲載規定

## I - 広告主について

1. 広告主は法人であること。また、当該法人の特別利害関係者、役員（役員持株会を含む）、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員をいう。以下同じ）、当該法人の重要な使用人、主要な株主もしくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜団、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの）でないことが判明したとき、または当該法人、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主もしくは取引先等と反社会的勢力との関与がないこと。
2. 広告主の経営状態、もしくは上記1に記載する事由に該当するおそれがある場合は、事前に、もしくは請けた広告掲載を事後にお断りする場合がございます。
3. 当社及びロケーションオーナーの判断により、掲載を事前にお断りし、もしくは、途中で掲載を中断する場合がございます。

## II - 広告表現、内容について

広告内容において著作権・肖像権・その他第三者の権利を侵害する恐れのあるもの、その他広告表示上不適当と考えられるものについては掲載をお断り致します。また、当社及び当社媒体の信用、評判を著しく低下させる恐れのある、あるいは公序良俗に反すると考えられる広告、内容に対しては内容の修正、もしくは掲載のお断りを致します。

## III - 掲載不可基準

1. 日本国の憲法・法律、政令、省令、条例、条約、関係諸法規に反しているもの
2. 広告の責任の所在が明確でないもの
3. 各種業界団体の定める公正競争規約・自主規制基準などに反しているもの
4. 犯罪行為の誘引に結びつくもの
5. 暴力、とばく、麻薬、売春などの違法行為を肯定・美化するもの
6. 性に関する表現で、猥褻性があり、視聴者に困惑、嫌悪感を抱かせるものやセクシャル・ハラズメントを誘発するおそれのあるもの
7. 公序良俗に反しているもの
8. 第三者の財産、プライバシーを侵害するもの
9. 第三者に不利益を与えるもの
10. 第三者を誹謗中傷しているもの
11. 内外の国家、民族などの尊厳を傷つけるおそれのあるもの
12. 人種、信条、性別、職業、境遇などによる差別的表現が含まれているもの
13. 氏名、肖像、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
14. 心身障害に悩む人々の感情を刺激するおそれのあるもの
15. 医薬品、化粧品などにおいて、効能・効果等が厚生労働大臣の承認する範囲を逸脱しているもの
16. 投機、射幸心を著しくおこすもの
17. 利殖を約束し、出資を求めるもの
18. 醜悪、残酷、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるもの
19. 非科学的または迷信に類するもので利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
20. 詐欺的な、いわゆる悪徳商法とみなされるもの
21. 児童及び青少年の人格形成に悪影響を与えるおそれのあるもの
22. 未成年者の喫煙、飲酒などを肯定するもの
23. 事実に基づき公正でないといふとみなされたり、誇張されたり、過大評価されているもの
24. 虚偽、誇大な表現により誤認を与え、利用者に不利益を及ぼすもの
25. 宗教については他宗・他派を誹謗中傷しているもの、また特定宗教の勧誘や寄付の募集などを行うもの
26. 利用者が通常感知し得ない方法によって、メッセージの伝達を意図するもの（サブミナル的的手法や暗号など）
27. ハレーション等の画像で利用者に身体上の不快感を与えるおそれのあるもの
28. 係争中の問題に関して一方的な主張をしているもの
29. 個人的売名を目的としたもの
30. 報道された事実と確定した事柄を否定しているもの
31. 最大級またはこれに類する表現をしているもの（但し事前に客観的な根拠を示した場合はこの限りではない）
32. 許可・認可を要する業種で許可・認可を取得していない広告主のもの
33. 当社もしくは第三者の業務運営を妨害すると判断したものの
34. その他視聴者に不利益、悪影響を与えると甲、乙又は丙が判断したものの

## IV - 広告を掲載しない業種及び事業者

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
2. 風俗営業類似の業種
3. たばこ製造・販売業者
4. ギャンブルに関する業種（ただし、公営及び宝くじに係るものを除く。）
5. 法律の定めのない医療類似行為を行う施設（美容整形等）
6. 興信所・探偵事務所等
7. 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種

## V - 事前確認を必要とする業種

1. ロケーションオーナー/テナントと同じ業種で、かつ直接的競合関係とみなされる企業
2. 風俗営業法の規制対象となる業種（遊技場等）
3. 宗教、政党、政治団体など（公的機関は除く）
4. 青少年育成保護の観点から問題のある広告
5. 商品先物取引などリスクを伴う投資を訴求する広告
6. 健康食品
7. 害虫駆除、廃棄物処理、し尿処理等に関連する業種
8. 仏壇、仏具、葬儀場、墓地霊園等に関連する業種
9. 結婚紹介所、交際紹介業等の業種
10. 消費者金融・クレジットに関連する業種（銀行系）
11. アルコール飲料関連業種

## VI - その他表現等

### 【ショップ、通信販売広告について】

ショップ、通信販売の広告あるいは販売方法に対して、利用者及び機関からクレームの入る危険性があると判断した場合、あるいはクレームがあった場合、その事実関係が判明するまでは広告掲載をお断りする場合がございます。

### 【求人広告について】

求人広告については製品広告、販促広告とは異なり、労働基準法、職業安定法などの関係法規を遵守してください。また、掲載申し込み前に当社にご連絡ください。

### 【医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、医療用具などの広告について】

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、医療用具などの広告については、薬事法第6条、67、68条及び医薬品等適正広告基準に準じたものとします。
2. 広告主、広告代理店は入稿前に広告原稿を当社に送付し、確認をとるようにして下さい。
3. その他何らかのクレームがあった場合は掲載をお断りすることがあります。

### 【たばこ製造・販売業者】

「喫煙マナー向上のため広告」については、掲載を認める。

### 【アルコール飲料】

1. 未成年者の飲酒禁止の文言を明示する。
2. 過度な飲酒を誘発するような表現の禁止。

### 【その他商品広告について】

以下に関連する商品についての広告掲載はお断り致します。

1. スタンガン、催眠スプレー、護身用の武器や青少年に悪影響をおよぼす可能性のある商品。
2. 金融関係の会社ではなく、金銭の貸借、博打性のある内容の広告
3. その他、第三者より合理的な理由を伴った何らかのクレームがあった場合

### 【その他】

表現やその他の掲載業種等については、各地方自治体の広告掲載基準をご参照ください。

広告掲載規定は予告なしに、追加、変更することがあります。規定に抵触する可能性がある場合は、必ず当社に確認の程お願い申し上げます。

以上

## ■ お問い合わせ先

SBクリエイティブ株式会社 企画広告事業部

TEL : 03-5549-1262 FAX:03-5549-1263

MAIL : dsad@cr.softbank.co.jp